

平成19年(ワ)第20868号 損害賠償請求事件

原 告 mrkono

被 告 国

準 備 書 面 (2)

平成20年1月11日

東京地方裁判所民事第16部合議1係 御中

被告指定代理人

武 藤 京 子



梶 山 大 辅



有 水 基 幸



被告は、本書面において、原告の平成20年1月11日付け準備書面(2)（以下「原告準備書面(2)」という。）に対し、必要に応じ反論する。

なお、略称等については、本書面で新たに用いるもののほかは、従前の例による。

第1 木村から原告に対する権利移転が形式的なものであり、訴訟を目的とする信託行為として、強行法である信託法11条に違反し無効であること

1 謙渡に至る経緯に照らすと訴訟行為をさせることが主たる目的の謙渡であることが明らかであること

原告は、謙渡に至る経緯について、これまでに「国と東京都を相手に争った9件の国賠訴訟…が私には存在し」（原告準備書面(1) 2ページ）とした上で、「これら9件の国賠訴訟は…凡そ「公正な裁判」と言える代物ではありませんでした。」、「…未だ釈然としないものも残ったのです。それは国賠訴訟における「訴えの利益」です。本訴でも国が引用した最高裁判例における「反射的利益の正体」を見極めたい気持ちが私に残ったという訳です。そのためには、反射的利益とは言えない有形損害を請求に挙げて訴えを提起するのが最良と考えていた折、偶々富士子と面談して拝見した資料の中に前記「鑑定費用の金350,630円」が存在し、これは是が非でも譲受して「10件目の国賠」を提起したいと私は思ったのです。」（原告準備書面(2) 3ページ）と主張し、また、「債権譲受の申込は私の方から行ったものであり、富士子は私の申込を承諾したものにすぎません。」（原告準備書面(2) 1ページ）と主張する。

上記原告の主張は、まさに、原告自身が「10件目の国賠」である本件訴訟を提起して訴訟行為をするために、原告から木村に働きかけて謙渡がされたことを示すものであり、本件謙渡が、訴訟行為をさせることが主たる目的の謙渡であることを如実に明らかにするものである。

2 謙渡の対象となった木村の権利の金銭的評価は確定せず、契約内容も不確定であること

(1) 原告は、「(被告は,)「不確定な債権」というが、全部譲渡にかかる鑑定費用の金350,630円については、特定かつ確定しているというべきで、不確定なのは、「勝訴して私が損害賠償金を戴けるか否かだけ」なのです。」(原告準備書面(2)2ページ)として、譲渡の対象となった木村の権利の金銭的評価は確定している旨主張する。

しかしながら、そもそも、被告が、被告の平成19年11月16日付け準備書面(1)(以下「被告準備書面(1)」といふ。)において、権利の内容が不確定であると主張したのは、原告が木村から譲り受けたとする「損害賠償請求権」(甲第5号証)全体について不確定であるとしたもので、このことが本件譲渡契約の内容を不確定なものとさせるものと主張したものであり、原告の上記主張は失当である。

また、原告は、自ら、「第三 私が譲受した損害賠償請求権の内訳(請求)」として、「有形損害(金350,630円=甲第13号証の全部)、及び慰藉料請求権の共有分」(訴状3ページ)とした上で、「金額不確定な慰藉料請求権の共有分を私は譲受した」(訴状3ページ)と主張していたところであり、さらに、「本訴で私が訴求するのは、上述4名の検察官の犯罪行為=違法行為によって直接発生した有形損害(金350,630円=甲第13号証の全部)、及び慰藉料請求権の共有分を、国家賠償法第1条1項により求めるものです。…この私が譲受した慰藉料共有分額の算定は困難です」(訴状3,4ページ)とも主張していた。これらの主張は、原告自身が木村から譲り受けたとする損害賠償請求権の金銭的評価が確定していないと認識していることの証左である。

(2) また、原告は、「私としては主観的価値の高い(想い入れの深い)シェルコレクションを対価(反対給付)として、富士子から本件債権を譲受したのです」(原告準備書面(1)2ページ)として、「シェルコレクションに加えて、未公開水中ビデオ映像…をも付加対価として給付しました」、「こうした特

殊な物の客観的交換価値を算定する事は、骨董品のように困難ですが、二束三文という訳でもないでしょう（私の自己評価額＝1500,000円超）」（原告準備書面(2) 2ページ）と主張する。

上記主張において原告自身も自認しているとおり、シェルコレクションなる物の客観的交換価値の算定は困難であり、その金銭的評価は確定していない。

かかる金銭的評価が確定していない物が譲渡の対価とされること自体、上記(1)で述べた譲渡の対象となった木村の権利の金銭的評価が確定していないことを基礎付けるものである。

(3) 以上のとおり、本件譲渡契約において譲渡の対象となった木村の権利の金銭的評価は確定しておらず、契約内容は不確定である。

3 結論

以上のとおり、本件譲渡契約の内容は不確定であり、本件譲渡行為自体が訴訟をさせる目的で行われた信託行為であることは明らかである。

第2 最高裁平成2年2月20日第三小法廷判決について

原告は、最高裁平成2年2月20日第三小法廷判決について、「反射効と制度論を基礎にして、相当因果関係の存在しない一場合について述べたものと解されます」（原告準備書面(2) 4ページ）と主張する。

しかし、上記判決は、国賠法1条1項にいう公務員の「違法」が問題とされる前提として、権利ないし法的利益が侵害されが必要であり、かかる権利ないし法的利益の有無について判示したものであるから、原告の上記主張は失当である。

第3 結語

以上の次第であるから、原告の主張は失当であり、被告に対する請求には理

由がないから、速やかに棄却されるべきである。